

## 介護老人保健施設「杏の里」利用料金のご案内

### 施設サービス（入所）「個室（従来型）」

○基準額（第4段階の方）

平成30年4月1日改定

費目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
*介護保健施設サービス費	729円	776円	840円	894円	947円
食費	1650円／1日当たり（8:00朝食・10:00水分補給・12:00昼食・15:00おやつ・18:00夕食）				
居住費	1640円／1日当たり				
個室室料	2100円／1日当たり				
教養娯楽費	100円／1日当たり				
日用品費	200円／1日当たり				
1日合計	6419円	6466円	6530円	6584円	6637円
1ヶ月(30日)合計	192570円	193980円	195900円	197520円	199110円

\*：介護保険の自己負担額1割に換算してあります

外泊(月6日限度)された場合、外泊初日と最終日以外は上記「介護保健施設サービス費」の利用料に代えて379円／日とします

○\*個別加算料金：加算対象となった場合の自己負担分（介護保険の自己負担額1割に換算してあります）

費目		内容
初期加算	31円/1日	入所した日から30日間以内の期間限り算定
栄養マネジメント加算	14円/1日	入所者ごとの栄養計画を作成し、その栄養計画に従い栄養管理を行った場合
短期集中リハビリテーション実施加算	250円/1日	入所後3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	250円/1日	入所後3ヶ月以内に認知症の方に集中的にリハビリテーションを行った場合
療養食加算	6円/1食	疾病治療手段として医師の食事せんに基づく療養食を提供した場合
低栄養リスク改善加算	313円/1月	低栄養状態にある入所者に対して栄養計画を作成し管理した場合
経口移行加算	29円/1日	経口移行計画により経管から経口摂取を進めるため栄養管理を行った場合
経口維持加算（Ⅰ）	418円/1カ月	著しい摂食機能障害があり経口維持計画により栄養管理を行った場合
緊急時施設療養費	533円/1日	病状が著しく変化し、緊急等その他やむを得ず医療行為を行った場合
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	245円/1日	肺炎・尿路感染の治療の為、投薬、検査、注射、処置を行った場合
ターミナルケア加算	167円/1日	ターミナルケア計画にてケアを行う場合（死亡前4日～30日以内）
	856円/1日	ターミナルケア計画にてケアを行う場合（死亡前2日～3日以内）
	1724円/1日	ターミナルケア計画にてケアを行う場合（死亡日）
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	500円/1回	入所前30日又は入所後7日以内に訪問し療養上の指導をした場合
退所前連携加算	522円/1回	退所に先立ち指定居宅介護支援事業所へ情報提供・連携・調整した場合
退所時情報提供加算	522円/1回	居宅や他の社会福祉施設等へ退所後の主治医に情報提供をした場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算	130円/1回	退所時に在宅主治医と連携し服薬が減少した場合
夜勤職員配置加算	25円/1日	夜勤を行う職員数が入所者数20又はその端数を増すごとに1名以上配置
在宅復帰、在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	35円/1日	在宅復帰率等が高い施設である場合
サービス提供体制強化加算	7円/1日	サービスを提供する職員総数のうち勤続3年以上の職員が30%以上
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	/1日	*項目で算定された単位の1000分の39に相当する額

\*料金は目安になります。利用日数により算定方法が異なる為、誤差が生じます。

算定方法の詳細については事務所に承ります。

○その他料金 理美容代（カットのみ） 2500円 1回